

日本における 中小企業雇用拡大の途

相田 利雄



ご紹介いただきました法政大学の相田です。これまでの御報告を聞いて、政・労・使の方のいろいろな一致点と不一致点がよくわかって大変参考になりました。その中身は触れる必要はないと思いますので、私の方のレポートをさせていただきたいと思います。

ただ、私ちょっと迷ったのは、ILOの勧告そのものに関して議論をする方がいいのか、そういうこととは多少離れても日本独自の雇用拡大の問題を考へてみる方がよいのか、という点です。結局、両方が混じっておりますので、今日の私の報告は筋の通った議論になっていないということを最初に申し述べておきたいというふうに思います。

資料1（本文末）は、ILOが中小企業の雇用を重視する国際的背景ですが、時間の制約もございいますので省略をいたします。

最初に日本の中小企業の雇用に関して「90年代の傾向」をお話をします。率直に申しまして、先ほど来、小島室長さんがおっしゃった世界的に見て90年代は小零細企業の雇用が増加している傾向があるということ、これはそのとおりなんですけども、その流れと比較すると日本の場合には逆の動きがあります。

第1表の1は、産業別・規模別事業所数と従業者数です。この表の非一次産業計のところを見ていただければわかると思うんですけども、中小事業所のところは、平成元年から8年まで、事業所数が減少し、かつわずかですけども比重も落ちてきております。そして、第1表の2中小事業所の従業者数について見ても、実数は平成6年から8年にかけてやや増加したが、その比重は昭和61年の80.6%から、平成8年の77.6%に落ちてきているわけでありまして。

それから、第1表の3によって小規模事業所について、みてみます。まず⁽¹⁾の事業所数ですけども、非一次産業計のところ、実数で減少しており、比重も平成元年の76.8%から、平成8年の71.6%へと、かなりの減り方になっています。報告が後先になりましたけれども、小規模事業所というのは、下の注のところに書いてありますとおり、従業者1人から19人ということであり、特定分野については1人から4人の事業所のことです。次に⁽²⁾の従業者数を見ても同様の傾向がありまして、非一次産業計のところ、実数で平成6年から8年に増加しているものの、比重は昭和61年の31.3%から平成8年の26.5%へとかなり減少しています。

以上のように、事業所数それから従業者数という点から申しまして、最近の傾向は中小事業所、とくに小規模事業所の比重が低下してきているということでありまして。

それから、90年代でもう1つの特徴的なことは、開業率と廃業率を比べた場合に、廃業率が開業率を上回っていることです。第2表によると86年から91年までは純増0.1%でしたが、91年から94年までは純減0.1%、94年から96年までは純減0.2%となっています。バブルの華やかなりしころには、開業率が廃業率を上回っていましたが、これが90年代にバブルが崩壊して以後、逆転してきているのです。しかもその傾向は、最近さらに強まっているということが言えるわけです。開業、廃

第1表 中小企業の事業所・従業員の推移

1 産業別規模別事業所数(民営)

産業	規模 項目 年	中小事業所		大 事 業 所		合 計	
		事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)
鉱 業	元	5,844	99.7	19	0.3	5,863	100.0
	3	5,263	99.7	18	0.3	5,281	100.0
	6	5,105	99.8	12	0.2	5,117	100.0
	8	4,508	99.8	7	0.2	4,515	100.0
建 設 業	元	595,426	99.9	334	0.1	595,760	100.0
	3	602,191	99.9	389	0.1	602,580	100.0
	6	611,997	99.9	395	0.1	612,392	100.0
	8	646,954	99.9	402	0.1	647,356	100.0
製 造 業	元	873,615	99.5	4,253	0.5	877,868	100.0
	3	852,295	99.5	4,601	0.5	856,896	100.0
	6	816,881	99.4	4,549	0.6	821,430	100.0
	8	767,542	99.4	4,249	0.6	771,791	100.0
卸売・小売業, 飲 食 店	元	3,045,133	99.4	17,572	0.6	3,062,705	100.0
	3	2,902,364	99.4	18,171	0.6	2,920,535	100.0
	6	2,872,341	99.3	21,172	0.7	2,893,513	100.0
	8	2,804,551	99.1	24,046	0.9	2,828,597	100.0
金融・保険業	元	98,448	99.6	402	0.4	98,850	100.0
	3	103,796	99.6	450	0.4	104,246	100.0
	6	105,148	99.6	401	0.4	105,549	100.0
	8	107,383	99.6	448	0.4	107,831	100.0
不 動 産 業	元	279,568	100.0	38	0.0	279,606	100.0
	3	286,210	100.0	53	0.0	286,263	100.0
	6	290,618	100.0	61	0.0	290,679	100.0
	8	291,187	100.0	68	0.0	291,255	100.0
運 輸 ・ 通 信 業	元	151,017	99.5	709	0.5	151,726	100.0
	3	160,438	99.5	748	0.5	161,186	100.0
	6	161,856	99.5	755	0.5	162,611	100.0
	8	167,504	99.5	723	0.5	168,227	100.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	元	3,798	97.2	108	2.8	3,906	100.0
	3	3,598	97.7	85	2.3	3,683	100.0
	6	3,671	97.4	98	2.6	3,769	100.0
	8	3,700	97.3	101	2.7	3,801	100.0
サ ー ビ ス 業	元	1,519,093	98.3	26,869	1.7	1,545,962	100.0
	3	1,568,141	97.9	32,930	2.1	1,601,071	100.0
	6	1,602,915	97.9	34,005	2.1	1,636,920	100.0
	8	1,640,228	97.2	39,323	2.8	1,679,551	100.0
非1次産業計	元	6,571,942	99.2	50,304	0.8	6,622,246	100.0
	3	6,484,296	99.1	57,445	0.9	6,541,741	100.0
	6	6,470,532	99.1	61,448	0.9	6,531,980	100.0
	8	6,433,557	98.8	69,367	1.2	6,502,924	100.0

(注) 従業者300人未満(卸売業については100人未満, 小売業, サービス業については50人未満)の事業所を中小事業所とした。

資料: 総務庁「事業所統計調査」, 「事業所の変動状況に関する結果報告」平成10年

出所: 『中小企業白書』平成10年版

業というのは主には小零細企業で発生しますから、そういう点で言いますと、小零細企業のところの比重が低下してきているという、先ほどの指標とちょうど対応するということになるわけであり、そういうことで見ますと、世界的な傾向と異なった傾向を日本の場合は示しているということが確認できるというふうに思います。

どうしてそのようになるのかということのマクロ的に説明します。

第1図は、吉田敬一氏が『転機に立つ中小企業』（新評論、1996年）の中でつくられたものです。

2 産業別規模別従業者数（民営）

産業	規模 項目 年	中小事業所		大 事業所		合 計	
		従業者数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)
鉱 業	61	77,919	76.0	24,619	24.0	102,538	100.0
	3	65,921	85.0	11,663	15.0	77,584	100.0
	6	63,273	88.0	8,612	12.0	71,885	100.0
	8	58,713	91.4	5,525	8.6	64,238	100.0
建 設 業	61	4,597,091	96.0	191,591	4.0	4,788,682	100.0
	3	5,039,071	95.4	242,768	4.6	5,281,839	100.0
	6	4,820,498	95.4	233,832	4.6	5,054,330	100.0
	8	5,527,373	95.7	247,115	4.3	5,774,488	100.0
製 造 業	61	9,920,555	74.4	3,421,281	25.6	13,341,836	100.0
	3	10,396,256	73.8	3,690,946	26.2	14,087,202	100.0
	6	9,737,039	73.2	3,571,040	26.8	13,308,079	100.0
	8	9,575,970	74.1	3,346,064	25.9	12,922,034	100.0
卸売・小売業, 飲 食 店	61	13,634,691	87.0	2,038,639	13.0	15,673,330	100.0
	3	14,579,168	86.4	2,295,779	13.6	16,874,947	100.0
	6	14,391,759	83.9	2,753,293	16.1	17,145,052	100.0
	8	15,146,015	83.2	3,063,046	16.8	18,209,061	100.0
金融・保険業	61	1,547,719	86.5	241,873	13.5	1,789,592	100.0
	3	1,750,233	84.7	317,007	15.3	2,067,240	100.0
	6	1,694,732	86.1	272,863	13.9	1,967,595	100.0
	8	1,648,542	84.1	311,503	15.9	1,960,045	100.0
不 動 産 業	61	693,707	98.0	14,357	2.0	708,064	100.0
	3	891,743	97.0	27,608	3.0	919,351	100.0
	6	813,796	96.6	28,500	3.4	842,296	100.0
	8	895,952	96.5	32,502	3.5	928,454	100.0
運 輸 ・ 通 信 業	61	2,446,199	88.1	329,288	11.9	2,775,487	100.0
	3	2,874,884	87.7	413,377	12.6	3,288,261	100.0
	6	2,870,890	87.7	401,820	12.3	3,272,710	100.0
	8	3,033,446	87.6	431,235	12.4	3,464,681	100.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	61	140,070	68.6	64,149	31.4	204,219	100.0
	3	146,905	73.5	53,020	26.5	199,925	100.0
	6	153,418	73.2	56,303	26.8	209,721	100.0
	8	157,515	71.0	64,490	29.0	222,005	100.0
サ ー ビ ス 業	61	6,447,765	67.1	3,163,711	32.9	9,611,476	100.0
	3	7,655,113	63.8	4,340,365	36.2	11,955,478	100.0
	6	7,728,340	62.9	4,563,799	37.1	12,292,139	100.0
	8	8,449,050	61.2	5,352,714	38.8	13,801,764	100.0
非 1 次 産 業 計	61	39,505,716	80.6	9,489,508	19.4	48,995,224	100.0
	3	43,399,294	79.2	11,392,533	20.8	54,791,827	100.0
	6	42,273,745	78.0	11,890,062	22.0	54,163,807	100.0
	8	44,492,576	77.6	12,854,194	22.4	57,346,770	100.0

（注）従業者300人未満（卸売業については100人未満，小売業，サービス業については50人未満）の事業所を中小事業所とした。

資料：総務庁「事業所統計調査」平成10年

出所：『中小企業白書』平成10年版

95年5月、野村総研が悪魔の循環ということで、日本の経済の危機というものについて警鐘を發しました。それをもとにしながらまとめたものがこのマクロ的な図であります。

一言で言うと、系列・下請の中小企業や地域の地場産業が、90年代に入ってから規制緩和とかりストラ、海外進出とか価格破壊とか、いろいろな条件が重なりまして衰退してきているということ、マクロ的に見たものであります。時間の関係でごく簡単な説明しか申しませんが、真ん中の下の方に雇用減・下請切捨てとありますけれども、これが系列・下請中小企業の存立基盤の動揺ということを示しているわけです。それは大企業が海外に出て行って、その系列・下請企業が仕事を削減されることによって、下請が切捨てられていくという流れと、それから海外の部品とか製品とか、あるいは低価格製品というものが輸入されてくることによって、国内の下請企業がその地位を低下させるという流れと、この両方からそのことが起こっているわけです。

それから、右の方に中小商工業の駆逐とか、地域産業の空洞化がありますけれども、この点では先ほど言いました地場産業のことが特に注目されると思います。特に円高のもとでアジアで生産したものを、これは現地のアジアの企業が生産したものが輸入されるケースもありますし、日本の大企業あるいは中小企業がアジアに進出し、そこから逆輸入されるということもあるわけですけれども、その両方の結果、繊維産業あるいは雑貨産業を中心にして地域産業の空洞化というものが進んできているのです。

さらに、この図には出てはおりませんが、規制緩和として、大規模小売店舗法の緩和改正、さらに廃止、大規模小売店舗立地法の制定（1998年）という流れの中で、中小の商店街、あ

3 小規模事業所の産業別事業所数、従業者数（民営）

(1) 事業所数 (単位：%)

産業	年	元	3	6	8
鉱業		4,878 (83.2)	4,376 (82.9)	4,247 (83.0)	3,691 (81.7)
建設業		545,707 (91.6)	549,847 (91.2)	561,596 (91.7)	588,375 (90.9)
製造業		755,916 (86.1)	730,714 (85.3)	702,265 (85.5)	654,266 (84.8)
卸・小売業、飲食店		2,210,060 (72.2)	2,036,929 (69.7)	2,033,708 (70.3)	1,895,142 (67.0)
金融・保険業		71,657 (72.5)	75,018 (72.0)	72,224 (73.2)	81,814 (75.6)
不動産業		276,287 (98.8)	282,231 (98.6)	286,963 (98.7)	287,269 (98.3)
運輸・通信業		113,909 (75.1)	119,523 (74.2)	120,904 (74.4)	123,890 (65.3)
電気・ガス・水道業		2,268 (58.1)	2,033 (55.2)	2,063 (54.7)	2,024 (53.2)
サービス業		1,105,491 (71.5)	1,100,970 (68.8)	1,134,392 (69.3)	1,121,259 (62.4)
非1次産業計		5,086,173 (76.8)	4,901,641 (74.9)	4,923,362 (75.4)	4,757,730 (71.6)

(注) 1 ()内は全体に対する構成比である。

2 従業者1～19人（卸売業、代理商・仲立業、小売業、サービス業については1～4人）の事業所を小規模事業所とした。

資料：総務庁「事業所統計調査」、「事業所の変動状況に関する結果報告」

(2) 従業者数 (単位：人、%)

産業	年	61	3	6	8
鉱業		36,117 (35.2)	32,759 (42.2)	29,992 (41.7)	28,642 (44.6)
建設業		2,659,633 (55.5)	2,922,103 (55.3)	2,806,465 (55.5)	3,181,202 (55.1)
製造業		3,892,086 (29.2)	3,897,626 (27.7)	3,532,463 (26.5)	3,470,343 (26.9)
卸・小売業、飲食店		5,018,604 (32.0)	4,641,527 (27.5)	4,469,829 (26.1)	4,279,041 (23.5)
金融・保険業		446,445 (24.9)	500,751 (24.2)	519,976 (26.4)	551,806 (28.1)
不動産業		563,773 (79.6)	706,020 (76.8)	642,737 (76.3)	705,173 (76.0)
運輸・通信業		575,212 (20.7)	655,236 (19.9)	660,072 (20.2)	688,481 (19.9)
電気・ガス・水道業		14,811 (7.3)	13,266 (6.6)	14,206 (6.8)	14,420 (6.5)
サービス業		2,122,849 (22.1)	2,196,262 (18.3)	2,210,460 (18.0)	2,252,758 (16.3)
非1次産業計		15,329,540 (31.3)	15,565,550 (28.4)	14,886,200 (27.5)	15,171,866 (26.5)

(注) 1 ()内は全体に対する構成比である。

2 従業者1～19人（卸売業、代理商・仲立業、小売業、サービス業については1～4人）の事業所を小規模事業所とした。

資料：総務庁「事業所統計調査」

出所：『中小企業白書』平成10年版

るいは零細小売店がどんどん駆逐され、酒屋さんを初めとしたいろいろな零細な小売店が町から消えていくという事態がずっと進んできているわけです。

そういうマクロ的な平成不況下での産業構造の転換の中で、先ほど言いましたような中小企業あるいは零細企業の雇用の削減、比重の低下が起こってきているわけです。ですから、そういう意味で言うと、この悪魔の循環をどのように是正していくかということが、マクロのところでは課題になります。

この悪魔の循環をエンジェルの循環に切り替えていくというのは難しいことではありますが、ミク

ロのいろいろな中小企業雇用拡大の途を考える前に、マクロ的な課題を指摘しておかなければならないということで、簡単な説明を加えたわけでありませう。

次に、実際にはどうしたら日本で中小企業の雇用拡大の途が進められるのであろうか、ということを考えてみたいと思います。先ほど述べましたように90年代における中小企業雇用は、現実には逆に縮小ということになっているわけですから、これまでの傾向をこれ以後も当面は脱却することができないと考えられます。ですから、マクロ的には中小企業の雇用拡大の途というのは非常に厳しいということをし、まず最初に確認しておく必要があるだろうと思います。

ただ、そうは言っても、中小企業の雇用拡大というのは、今までの政・労・使の先生方がいろいろな角度から検討されましたとおり、中長期的な視点から見ると、非常に大きな課題になってくると思っています。そうした際に、ILOの勧告は、政策的に有力な基準になるというふうに思っております。小島室長の表現で言うと、基本的指針になると。表現は違いますが、同じような視点で考えているわけでありませう。

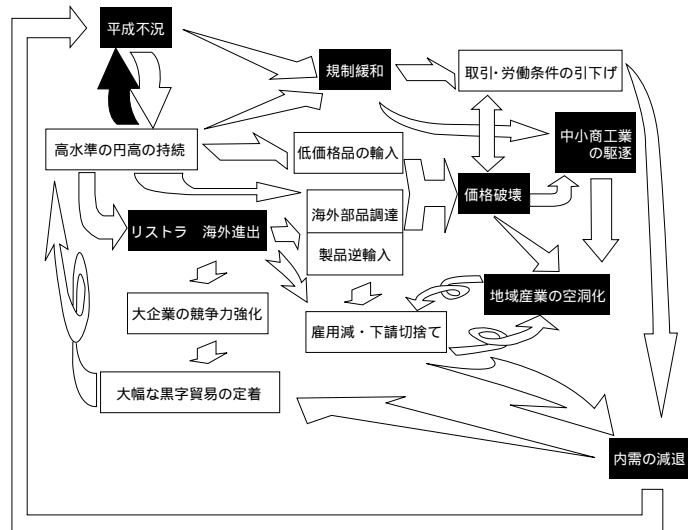
その場合に、資料2（本文末）のILOが指摘する中小企業の利点と問題点を踏まえて、その利点を活かしながら問題点を克服するという努力が必要なのではないかと思ひます。ここでは2つの点だけ強調しておきたいと思ひます。1つは地域というものが中小企業を考える場合には大事だと

第2表 事業所の開廃業率

事業所数		開設数 (12ヵ月換算)	廃業数 (12ヵ月換算)	純増数 (12ヵ月換算)	開業率 (年率)	廃業率 (年率)	純増率 (年率)
86年7月 6,494,341	91年7月 6,541,741	87/1～91/6 258,828	86/7～91/6 9,480	87/1～91/6 249,348	4.0%	3.8%	0.1%
91年7月 6,541,741	94年7月 6,531,980	91/7～94/9 301,564	91/7～94/9 305,043	91/7～94/4 -4,521	4.6%	4.7%	-0.1%
94年7月 6,531,980	96年7月 6,502,924	94/4～96/10 227,900	94/4～96/10 239,750	94/4～96/10 -11,850	3.5%	3.7%	-0.2%

資料：総務庁「事業所統計調査報告」（1996年は呼称を変更）

第1図 平成不況下の産業構造転換と地域経済・中小企業の存立問題



いう点です。もう1つは、中小企業の労使関係というのは、極めて人間的な関係ということで、協力的な関係をつくり出すということが可能な部分であるという点です。

まず、最初の地域のことですけれども、資料2の中小企業の利点の2, 5, 11がそれに当たるところです。つまり、地元の人的資源を物質的に動員する、大企業よりも多くの人々が生計手段をえられるようにし、地域社会に機会、知識、技能を普及する助けとなる、地域社会住民が所有していることが多い、これは、経済的決定の支配権が地域社会に大きく寄与する人々の手にあることを意味し、したがって雇用の安定が増し、地元住民の雇用が増え、より多くの利潤が地域社会に再投資されることになる、と指摘しています。

次に、中小企業の協力的労使関係のことですが、資料2の中小企業の利点の10ですけれども、大企業よりも実りの多い人間関係の可能性を提供してくれるとしています。つまり、協力的な労使関係を模索していけば、それが労使にとって働きやすい職場として確保していく可能性が十分あるということであります。

もう少し中小企業雇用拡大の途を具体的に考えてみたいと思います。

1番目に基本的前提を考えてみます。20世紀末、それから21世紀の10年代ぐらいまでの中・長期的なことを考えると、中小企業が雇用拡大の場とならねばならないと思います。そういう方向に進むかどうかは、実践的な政・労・使、あるいは中小企業の経営者、中小企業労働組合のいろいろな働きかけによって可能になるわけですから、「ねばならぬ」ということでしか言えないわけです。

どうしてかと言うと、日本では今後失業率が4%を超えて、これがさらに高くなっていくという可能性が非常に強い。その際に、大企業はこれからも「世界大競争の時代」への対応ということを重視しておりますので、中高年を中心としたリストラが今後も継続して、雇用を削減していく可能性が非常に高い。結局は雇用の受け皿というのが中小企業に集中してくるということが予想されるわけです。その際「規模の経済」が作用しないサービス産業分野が、地域市場、専門的資格、技術等をいかして有力な雇用の受け皿となります。これが基本的前提です。ILO勧告に述べておるとおり、単なる雇用の増加ということだけではなくて、良好な雇用条件の実現に努めていくということが必要であります。これは労働組合側の松井さんが強調された点であります。

2番目には、中小企業の雇用創出にとって、地域経済の発展、中小企業の経営基盤の強化、それから、それに対する地方自治体の支援政策というものが大事であります。これは要するに中小企業はある特定の地域を基盤にしているわけですから、その地域経済が発展しなければ、中小企業の経営基盤というものも安定しない。そういうことを可能にらしめるためには、政府のレベルよりも地方自治体のレベルの支援政策というものがクローズアップされるのではないかと考えてあります。

3番目に、そうした地方自治体の支援政策に対して、政府側もサポートするということが必要になってくるということであります。サポートのことで言いますと、政府は今、総合経済対策の中で、ベンチャー企業、新規産業創出関連施設ということを大変重視して政策を進めております。金額的にも大変多い金額がこの政策に投じられているわけです。この点について言うと、日本のベンチャービジネスというのは、アメリカのそれと比べると、経済環境的な面で見ると、まだこれが本格的に発展していくという段階にきていない。特にベンチャーキャピタルの育成というものが、日本の

場合には十分になされていないということが非常にはっきりとしております。そういう意味で言うと、そう簡単にベンチャーが成長して、それが雇用創出の基盤になるということは言えないのではないかと思います。どのようにしたら日本でベンチャー企業を本当に育成していくことができるかということについて、さらに積極的な各方面の努力が必要であると思います。

以上のような基本的前提をふまえて実践的な提起をします。先ほど言いましたように政府の役割は重要です。しかし、それ以上に地方自治体の役割が重要です。この場合、その中小企業の経営基盤の強化、政策は雇用を守る政策であり、雇用を創出するという政策では必ずしもないわけです。雇用を守る政策として、政府の中小企業金融機関の中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金といった機関から、普通の形での融資制度というものがあります。それは今、金融機関の中小企業への貸し渋りが大変大きな問題になっているときには、それなりに意味合いを持っております。

地方自治体も、国と違った制度融資、例えば無担保・無保証人融資というようなこともやっております。しかし、そういった政策というのは、雇用を創造すると言うよりも、現にある雇用を守るという政策です。むしろ雇用拡大に関連する政策について考えていきたいと思っております。

今、全国各地で地域産業、あるいは地域経済の振興をどうしたらいいかということについて、中小企業家、中小業者、あるいは労働組合の協力があって、いろいろな形で運動が展開されてきております。そういったものを背景にしながら、地域における地方自治体の役割がクローズアップされてきています。

そのために大事なことは、地域における産業や中小企業の実態を、地方自治体自身が的確、具体的に把握することです。机の上で、この地域にはこういう中小企業がありますというような統計数字をいくら見てみても、それによって地方自治体が、中小企業に対してそれなりの役割を果たそうというふうにはなりません。実際に自治体の職員の人たちが現場の中小企業の実態を具体的に足を運んで把握するというところから始まって、この地域経済の振興に対する政策というものが出てくるわけです。

それが例えば地域経済振興条例の制定というような形で、東京でも墨田区をはじめとして幾つかのところで行われて、そういう条例を基盤にしながら、中小企業重視の政策というものが実施されてきているわけです。そういう意味で、まず出発点に地方自治体の役割というものが重要だということでもあります。

それから、地方自治体の役割のところ最近注目されていることを1つ指摘しておきたいと思っております。それは、開業資金融資というものが、新しく各自治体で創設されてきているということでもあります。政府系の国民金融公庫の96年度の新規開業実態調査というものがあるわけですが、大企業等でリストラの合理化を受けたのをきっかけにして、開業をしていきたいという人々が全部で2割にも達しているという結果が出てきています。そういう意味で言うと、解雇された労働者が、その代わりにどのように開業をしていくかということが、1つ大きなテーマになってきているわけです。それを受けて地方自治体の開業支援融資というものがどんどん創設されてきております。97年度現在で、国レベルでもありますけれども、県レベルで63件以上ということで充実されてきているわけです。その中で補助金制度、あるいは新規開業セミナー、あるいは設備対応制度というようなものが進んできておりまして、特に女性や青年の企業を支援したものが特徴的に出てきています。

愛知県の例で言いますと、1995年4月に、独自の技術やサービスのノウハウを有するもの、あるいは生活の変化に対応した社会性のあるサービスを対象にして開業資金融資というものを導入するというような動きがあります。

新規開業実態調査によりますと、開業資金というのは大体2,000万円程度というのが平均的なものだそうですけれども、そのうちの500万円から2,000万円という程度を積極的に融資するような地方自治体が増えてきています。

もう1つは、アメリカの地域再投資法というのが77年につくられているわけですけれども、それに学んで地域の金融機関の充実ということも重要になってきています。具体的には信用金庫とか、信用組合です。これらの金融機関の中にはそれなりにまともに地域経済振興に努力しているものもたくさんあるわけで、意識的にその民間の金融機関というものの果たす役割というものを考えてみる必要があるということでもあります。

アメリカの地域再投資法というのは、安全で健全な経営と両立させて、低所得の近隣住民を含む、その所属地域の信用供与ニーズに応ずるための持続的で断固たる義務の遂行を目的としています。そういう規制に違反するような銀行は、支店の閉鎖とか合併とか連携とか吸収とかということが認められなくなるという、厳格な法律です。そのチェック項目の中に、地域社会のニーズを確認するために何をしたのかとか、あるいは商品開発をいかにして、どんなタイプの貸し出しが提供され、実施に推進されているのかとか、どこに貸与して、どこに店舗を出したり閉鎖するのかとか、いろいろな形での差別とか不法な貸し出しの行為はないのかとか、あるいは地域開発にどの程度参加しているのか、があります。それに基づいて地域の中小企業関連の金融がなされています。アメリカの経験をそのまま日本の中にすぐに導入するという事は簡単なことではないし、場合によっては間違いかもしれません。しかし、先ほど言いました信用金庫や信用組合が、中小企業が地域で果たしている役割を一層支援するということが必要になってきているということ間違いありません。

つぎに、政府の役割ですが、労働省のことについては先ほど既にご報告がありました。中小企業労働力確保法という法律で、人材確保が重要だということで重視されていることが1つの例として挙げられ、それ以外のことについてもいろいろな努力がなされていますが、他のスピーカーもいらっしやるので省略します。もう1つの政府は、通産省でありまして、通産省・中小企業庁がどういう政策を行っていくかということが、重要です。資料3(本文末)は98年8月14日の中小企業金融対策です。この から まで並んでいる金融政策を見ますと、 、 、 、 は、中小企業に対する銀行の貸し渋りをいかに緩和するかというものでありまして、直接雇用の創出ということを目的にしたようなものではありません。 、 が雇用の創出に結びつくものです。

中小企業事業展開支援特別貸付の創出について。雇用増により事業拡大を図る中小企業にとっては、設備投資に伴う金利負担と人件費の増加がコストアップ要因です。これらのコストは収益の増加によって最終的にまかなわれるものだけけれども、このあとが大事ですね。事業拡大後の初期段階ではコストアップのみが先行するために、低利融資によりこれら中小企業を支援するための特別貸付制度を創設しました。つまり、一度事業を拡大しても、初期段階で倒産に追い込まれる企業というのは結構多いのです。これを特別の貸付制度を創設することによって、そういう事態をクリアしていこうという趣旨でありまして、中小企業金融公庫とか商工中金とか国民金融公庫等から、

定められた対象者に対して金利が1.9%、そして運転資金は7年以内、設備資金は15年以内と貸付期間が決められています。

経済構造改革特別融資の充実・強化について。新規事業の創出、新たな事業展開というようなことに対応して、融資対象事業を追加しています。

以上が通産省・中小企業庁の中小企業金融対策です。通産省・中小企業庁の政策で忘れてならないのは、下請2法とか、官公需法とか、分野調整法といった「競争上の不利の補正政策」です。これらが、実は中小企業の雇用創出のためには重要になっていると思います。時間の関係で具体的な中身に触れる余裕はありません。ご質問等があれば、またあとでお話ししたいと思います。

以上のような地方自治体や政府の役割ということだけではなくて、企業での役割ということも不可欠です。

最初に、経営者の資質や経営理念が中小企業の場合には特に大事だということを強調しておきたいと思います。ILO勧告の3の「企業文化の開発」の項目でも、そういう表現を使ってはおりませんけれども、起業家精神の発揮等々のところを読み込んでいけば、そういうことが強調されているというふうに思います。中小企業の場合は、特に経営者がどういう資質を持っているのか、それからその経営者が企業の存在価値について、どういう理念を持っているのかということが大事だということを指摘しておきたいと思います。

それから、もっと具体的な分野におりた場合に中小企業の雇用創出は社会における人々の生き方に深く関わっています。まず、中高年のキャリアを活かすということを強調しておきたいのです。不況の中で大卒とか高専卒の採用が大企業で抑えられているということがあって、積極的な中小企業の場合には、人材を確保するために、若年労働者を雇用することを重視しています。そのこと自身は中小企業にとって積極的な意味はあるわけですが、同時に中高年もそのキャリアを活用すべきであり、それは可能です。中高年のキャリアを生かすことは、中高年のプライドを高め、経験を生かすことになります。とくに、中小企業は地域産業・地場産業であり、職住近接ですから、中高年にとって働きやすい職場ですし、多様な職場が用意されています。

また、元気な中高年を活用することは、国家・自治体の財政からみて年金や保険の軽減になります。労働省の中高年の活用での雇用調整助成金を出しても、トータルでは、年金、保険の軽減の方がはるかに大きいのです。

また、職安のことについてだけ指摘しておきますが、過去のキャリアを活かすのではなく、新たな技術への対応をすることが中心だというのが現在の状況です。これは企業自身が、若年層を重視するということです。企業自身が、中高年を活用するという新しい考え方を持つことによって、職安の対応も変わってくるという趣旨で考えていただきたいと思います。

次に、女性の力を生かすことについて。日本の税制度は専業主婦の就業機会を阻害しています。特別配偶者控除（99万円）、配偶者控除（103万円）、社会保険（124万円）となっており、女性が働きたくても専業主婦は年収100万円前後以上には働けない仕組みがあります。加えて、労基法が改定され、女性の深夜労働等が自由化され、不安定雇用者も「派遣労働のネガティブリスト化」されました。これらに加えて、保育・育児施設が不備であり、学童保育も人件費補助が削減されています。

こうした現状をふまえて、中小企業における女性の雇用拡大を考える必要があります。中小企業では職務の分割が明確でなく、結果として労働者が多様な職務を担います。こうした職務では、可能性豊かな女性が役割を果たします。

近年の労基法改正で変形労働、裁量労働、見なし労働が導入され、母性保護についても前に述べたように女性の深夜労働が自由化されました。

女性のチープレーバー（低賃金）を労働市場に引き出す条件がつくられました。同時に女性の社会での役割も拡大します。

中小企業は、こうした変化をふまえて、女性の役割を尊重しつつ、その雇用を拡大し、同時にその労働条件を改善しなければなりません。そうすれば、中小企業の雇用は拡大します。

（あいだ・としお 法政大学社会学部教授）

資料1 ILOの中小企業の雇用重視の国際的背景

一 経過

86年（72回総会）：中小企業に関する包括的討議

90年（77回総会）：自営の促進に関する討議

95年（262理事会）：中小企業の雇用創出を奨励するための一般条件の討議を決定

98年（86回総会）：同上（勧告）を採択

過去10年余の間に、加盟各国で大企業の雇用削減（規模の縮小、リストラ）が進む一方で自営業も含めた中小企業が雇用創出と経済成長・発展に重要な役割を果たしているという認識が高まってきた。

二 労使の立場

1 労働者グループ

中小企業における雇用の質（望ましい労働条件、社会的保護、保障と公平など）が、実力と競争力のある中小企業を促進する広範な戦略の一部とすべきである。

より高い実力と競争力の達成は、労働保護立法にたいする権利の全面的な適用を通して、中小企業における労働者の代表性のレベルを一層引き上げることによって大きく促進される。

女性差別と人種的・民族的差別の事例に鑑みて、雇用・教育・訓練・所得などの機会均等を促進し達成するための仕組みが重要であり、必要である。

中小企業が児童の雇用と搾取に関係しないことを確保するための措置が必要である。

2 使用者グループ

中小企業は多くの国で失業の影響を最小限に抑え、大多数の人々の生活の糧を提供することによって不況の緩衝財となってきた。中小企業は労働集約型であり、地域の労働力資源を活用するために、追加的雇用を比較的短期間に生み出すことが可能である。特に、途上国および移行経済諸国では中小企業に乏しい資本をまわすことによって雇用機会を最大限に拡大できる。

中小企業は経済危機にたいして立ち直りが早く、経済環境の変化にすばやく適応できる能力を持ち、また、その精神力で、創意に満ちたやり方は広く認められている。

中小企業がもっとも急速に成長した国々では、企業の活動にとって快適な環境を提供し、結果として、国民が経済成長の高まり、1人当たりの所得の上昇、生活水準の向上、医

療と教育機会の改善などの点で利益を得ている。

雇用を拡大するためには、企業の競争力がなければならない。中小企業にとっての目標は、品質と生産を高め、コストを抑えることによってひきつづき柔軟性と競争力を保持することである。硬直した枠組みは中小企業を促進するよりもむしろ窒息させる。柔軟性が特に重要である。

資料2 ILOが指摘する中小企業の利点と問題点

一 中小企業の利点

- 1 大企業よりも労働者1人当たりの資本投資が少なくですむ。
- 2 地元の人的資源と物質的資源を動員する。
- 3 注文に応じて、製品を作る。
- 4 経済の活動の前進と後退の連携をスムーズにする。（経済活動全体の調和、つりあいのとれた経済・産業の発展をはかる機能がある。）
- 5 大企業よりも多くの人々が生計手段をえられるようにし、地域社会に機会、知識、技能を普及するたすけとなる。
- 6 大企業と比して、低コスト、簡単な商品とサービスを求める低所得消費者の需要を満たす。
- 7 弾力的な構成となっており、より適応型の経済構造をもたらす。
- 8 起業家精神の苗床かつ訓練場として機能し、潜在的企業体の成長および産業的伝統の発展を促進する。経営能力が受け継がれる。
- 9 前衛的になる傾向がある。特にマイクロエレクトロニクス、新素材、バイオ技術のような新技術において革新を行うことが多い。
- 10 大企業よりも実りの多い人間関係の可能性を提供してくれる。
- 11 地域社会住民が所有していることが多い。これは経済的決定の支配権が地域社会に大きく関与する人々にあることを意味し、したがって雇用の安定が増し、地元住民の雇用が増え、より多くの利潤が地域社会に再投資されることになる。
- 12 構造調整期間の「労働力吸収綿」となる。

二 中小企業の抱える問題点

- 1 労働生産性が低い。
- 2 社会的保護（老齢、障害、死亡、疾病、失業、家族規模、医療コスト）が不足する。法律の適用除外があり、しかも法

律の遵守水準が低い。例えば、多くの零細企業家の所得はフォーマルセクターの労働者の所得を下回る。

資料3 総合経済対策などによる中小企業金融対策（1998年8月14日）
 ・金融環境変化対応特別貸付（金融ビッグバン貸付）の創設（金融との取引状況の変化により、資金繰りが困難な場合の融資）

・小企業等経営改善資金（マル経）融資の拡充・強化（貸付限度額の拡充・貸付期間の延長など）
 ・中小企業運転資金円滑化特別貸付の創設（業況が芳しくないが中長期的には企業維持が見込める場合、担保徴求緩和による融資）

・中小企業事業展開支援特別貸付の創設（雇用を増加し事業の拡大を図る場合の融資）
 ・経済構造改革特別融資の充実・強化（新事業の展開や新分野への進出を行う場合の融資）
 ・信用保証協会の債務保証限度額の倍額など（担保・信用力が不足している場合の債務保証制度の拡充）
 ・政府系中小金融機関などの融資対象等の拡大（融資対象などの中小企業者の定義の拡大）

参考
 設備投資促進・研究開発促進のための税制の創設・拡充（このパンフレットの内容に関する相談窓口など）

・中小企業事業展開支援特別貸付の創設

雇用増により事業拡大を図る中小企業にとっては、設備投資に伴う金利負担と人件費の増加がコスト・アップとなります。これらのコストは収益の増加により最終的に賄われるものですが、事業拡大後の初期段階ではコスト・アップのみが先行するため、低利融資によりこれら中小企業を支援するための特別貸付制度を創設しました。

(1)貸付対象者

事業の拡大などの次に掲げる設備投資を行う中小企業者で、その事業所全体で従来に比して新たに3名以上（従業員規模20名以下の企業の場合は1名以上）の人材確保が見込まれるもの

生産能力拡大のための設備投資
 新分野進出のための設備投資
 新商品（役務を含む）の生産のための設備投資
 新市場への進出や販売能力拡大のための設備投資
 研究開発のための設備投資
 中小企業労働力確保法第4条の規定により認定を受けた改善計画に従い改善事業を実施するための設備投資

(2)貸付金利：年1.9%

(3)貸付限度： 中小公庫・商工中金

設備資金 2億7,000万円
 ただし、事業拡大などに伴う設備投資額が投資前の事業用固定資産額の30%以上となるものにあつては、4億円
 運転資金 2億5,000万円
 国民公庫
 設備資金 7,200万円
 運転資金 4,800万円

(4)貸付期間：設備投資15年以内（うち据置期間2年以内）
 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

(5)貸付機関：中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫

・経済構造改革特別融資の充実・強化

この制度は、新規事業の創出、新たな事業展開など（新しい技術の活用や特色ある財・サービスの提供などにより市場を創出・開拓）の中小企業の経済構造改革を支援するものです。

今回、新分野進出事業を融資対象事業として追加しました。

(注)「新分野進出事業」とは、製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報サービス業を含む中小企業などが中小企業新分野進出等円滑化法に基づき、都道府県知事の認定を受けた新分野進出計画に従い、製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、物品の修理業、物品の設計業において行う製品又は役務の機能、性能などの面で従来と何らかの相違がみられる事業、業種転換をいいます。

従来からの新事業育成関連については担保徴求の特例措置（8,000万円を限度として、貸付額の2分の1まで担保徴求を免除）を創設しました。

貸付金利：年1.6%（ただし、担保徴求の特例を受ける場合は1.9%）

貸付限度：4億円（1億円以上の設備資金に限る）

貸付期間：新分野進出関連については15年以内、実情に応じ20年以内（うち据置期間2年以内）

新事業育成関連については15年以内（うち据置期間5年以内）

取扱機関：中小企業金融公庫（商工組合中央金庫においても同様の措置が講じられています。）

資料4 「中小企業における雇用創出奨励のための一般条件」についての質問書に対する全労連の回答
 国際労働事務局（ILO）

1996年8月

質問書

国際労働総会議事規則第39条に従って、政府に以下の質問書への回答を最終的なものとする前にもっとも代表的な使用者団体および労働者団体と協議し、個々の回答の理由を付したうえで、遅くとも1996年6月1日までにジュネーブの事務局に到着するよう、回答を送付することを求められている。

・文書の形式

1、国際労働総会は、中小企業（SME）における雇用創出を奨励するための一般条件に関する国際文書を採択すべきであると考えるか。

(回答)はい。ただし、文書のタイトルを「中小企業における雇用創出を奨励し、雇用確保、雇用条件の改善を促進するための一般条件」に修正すべきである。

(理由)失業は中小企業における雇用創出の奨励ではなく、中小企業の倒産・解雇の抑制を含め、そこにおける雇用の確保、雇用条件の改善を前提として解決できるものである。

・前文

3、文書には、以下のような多くの関連文書に言及する前文を盛り込むべきか。

(d) その他(もしあれば明記されたい)
(回答)(d)に関しては、「中小企業の促進に関する決定」(1986年6月23日)を加えるべきである。
(理由)失業は雇用政策だけではなく、中小企業に働く労働者の保護・改善をふくめ、中小企業の経営の安定・発展を促進することによって解決することができる。

・目的、適用範囲および定義

4、文書は、中小企業が以下の点において果たす基本的な役割があることを認めるべきか。

- (a) 完全雇用で生産的かつ自由に選択された雇用の促進。
- (b) 所得獲得機会への接近手段の拡大。
- (c) 経済成長及び変化に弾力的に対応する能力。
- (d) 国内貯蓄及び投資の増大。
- (e) その他の分野(詳述されたい)。

(回答)(a)(b)(c)(d)のいずれも、はい。とくに、中小企業に特徴的な活動分野としては、機械産業の部品生産・加工、国民生活に身近な製品生産、サービス、小売、出版・印刷、情報、建設などの生産や供給、繊維・雑貨などの輸出などを列挙することができるが、そのことによって中小企業は雇用・所得、経済成長に貢献している点が強調されるべきである。

(e)として、民族的伝統産業の育成を挙げることができよう。

・政策と法的枠組み

9、文書は、生産的で持続可能な雇用機会を提供することができる効率的かつ競争力ある中小企業を適切な社会的条件の下で促進するための政策を規定すべきか。そうであれば、

- (1) そのような政策は、信用貸しを受ける手段、外国為替、輸入材料、税制のような分野ですべての規模及び型の企業に平等な機会を提供する環境を創出するという目的を含むべきか。
- (2) そのような政策はまた、以下のもののような、中小企業の発展と成長に対する制約として一般に考えられているものも扱うべきか。
 - (a) 信用貸しを受ける手段が不十分であること。
 - (b) 低レベルの技術的及び管理的技能。
 - (c) 不十分な情報。
 - (d) 低レベルの生産性と品質。
 - (e) 市場への接近手段の不十分さ。
 - (f) 例えば登録、免許取得、届け出に関して中小企業に適用される不適切、不十分、または過度に厄介な要件。
 - (g) その他(明記されたい)。
- (3) 文書は、インフォーマルセクターを格上げして組織的部門の一部とすることを旨とする特別政策の採択を奨励すべきか。

(回答)
(1)について、はい。

(2)について、中小企業政策の中には、大企業又は大企業グループによる直接・間接の支配、またそれらとのあいだの競争上の不利を補正する政策が加えられる必要がある。日本では、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法、中小企業の分野調整法、中小企業の官公需確保法、大規模小売店舗法などがある。それぞれ、運用によって効果が左右されるという問題点があるが、貴重な中小企業政策である。(2)の

(f)については、中小企業間の過度な競争を促進するような要件は排すべきである。

(3)については、はい。

10、そのような政策は、財政金融問題、貿易と産業、雇用、労働、社会的保護、職業安全衛生のような分野における他の政策を十分考慮して、かつそれらと十分に調整した上で策定されるべきか。コメントを。

(回答)はい。中小企業の保護・育成の上でも、そこに働く労働者の保護、労働条件の維持・改善が重要である。

12、文書は政府が以下のことを行うよう奨励すべきか。

(a) 既存の政策及び法令が中小企業に及ぼす影響について大がかりな見直しを行う。

(b) 労使と協議の上、労働法令が中小企業とその労働者の特殊なニーズにしているかどうかを判断するため、労働法令の見直しを行う。

(c) 社会的保護のための既存メカニズムが中小企業とその労働者の特殊なニーズにしているかどうかを判断するため、そのようなメカニズムの見直しを行い、適切な場合には、ボランティア制度、協同組合のイニシアチブその他のようなさまざまな補足的な措置を検討する。

(d) 定期的に、既存の及び提案されている政策を見直し、時代に合ったものにするためのメカニズムを設ける。

(回答)(a) (b)のそれぞれについて、はい。日本では、最低賃金法、労働基準法(特に労働時間の法的規制)、社会保険関連法なども中小企業の労働者の労働条件の改善にとって有効なものに改正し、その運用も法律の精神にしたがって厳正にしなければならない。

14、適切な場合には、以下のことは地域または地方レベルに分散すべきか。

- (a) 中小企業政策及び法令の策定。
- (b) 中小企業政策及び法令の運営。

(回答)

(a)はい。ただし、財政的基盤を必要とするものについては適当ではない。

(b)はい。とりわけ、中小企業政策の実施は、とくに地域または地方に委譲される必要がある。中小企業は大企業と異なり、全国的に展開しているわけではなく、地域または地方を基盤にしているからである。下請政策、分野政策、官公需政策と行った大企業との競争上の不利、大企業による支配・従属を是正する政策および地域の中小企業振興政策は、いずれも地方自治体や政府の地方機関に権限をもたせるべきである。

・企業文化の開発

15、文書は、個人のイニシアチブおよび企業創出、生産性、品質、公正さ及び適切な社会的基準を強調する企業文化を創出し強化するための措置を講じるべきであると規定すべきか。そうであれば、そのような措置は以下のものを通して追求されるべきか。

(a) 起業技能及び関連する技能開発を教育及び訓練制度に導入することによって。

(b) 以下のことを奨励するためのマスメディア覚醒キャンペーンを設計し実施することによって。

(i) 合法的で社会的に望ましい商慣行。

(ii) 生産性や労働条件のような分野での基準の引上げ。

(iii) 設計と品質の基準に関する消費者の期待の盛り上げ。

(iv) 男女のための起業役割モデルと報奨制度。

(c) 他の手段（明記されたい）。

(回答) はい。

(a) について、伝統的な職人の保護やその技能の継承は、政策によって達成される必要がある。

(b) (iii) に関して、伝統的な産業を再生する前提条件は、消費者が、大量生産製品よりも多品種・少量生産製品の方が価格は高くても品質が良く、地球にやさしいケースがあることを理解することである。そのためには、消費者の教育が必要になる。

(c) 中小企業の自主的な研究・開発（R&D）への助成。

19、文書は、中小企業が融資と信用貸しへの接近手段の改善を促進すべきか。そうであれば、

(1) とくに弱い起業家グループの場合を除き、持続可能性を保証するために、可能な限り商業的に信用貸しその他の融資サービスを提供すべきか。

(2) 例えば、非政府金融業者や貧困対策優先の開発融資機関によって、複雑な手続、中小企業から不十分な担保、高い取引コストのような問題を克服するための補足的措置を検討すべきか。

(3) 中小企業は相互保証団体を組織するよう奨励されるべきか。

(回答) (1)(2)(3) とともに、はい。

中小企業への融資は、単に一時凌ぎの施策ではなく、持続的な発展を保証し、中小企業の経営が安定するようになるまで継続されるべきである。手続きを簡素化し、中小企業の不十分な担保に対しては、何らかの関係機関による補足措置が必要である。

20、文書は、大企業と中小企業との連携を奨励すべきか。そうであれば、下請における中小企業の正当な利益を保護し促進するための措置を講じるべきか。

(回答) はい。進めるべきである。ただし、それは、技術移転、中小企業分野の市場確保、人材交流を中心に進めるべきである。日本の一部に見られるように、大企業がカスタマーの強みを利用して、下請企業に理不尽な単価切り下げやコストダウン、設計変更を要求したり、納期の極限までの管理が行き過ぎると、下請中小企業の利益を確保することは困難になり、中小企業の経営基盤を脅かすことになる。

21、文書は、相互学習と資源及びリスクの共有を奨励するために、中小企業同士の連携を奨励すべきか。そうであれば、サービス協同組合および類似の組織を特に奨励すべきか。

(回答) 中小企業相互の交流と連携は、大企業との従属関係を改善する上で重要な活動である。そうした活動を奨励するサービス協同組合の設立を公的機関が促進・援助すべきである。

22、文書は、以下の部類の起業家のニーズに対応するための特別措置を講じるべきであると規定すべきか。

(a) 構造調整の影響を受けた向上心のある起業家。

(b) 女性。

(c) 軍隊を除隊した者。

(d) その他の部類（明記されたい）。

(回答) (a)(b)(d) については、特にその実情に応じたきめこまかい特別措置を講じるべきである。(c) については、非軍事化、平和産業への転換に限定すべきである。

・ 政府、使用者団体及び労働者の役割

24、文書は、政府の役割の一つは、以下のことを行う使用者団体と労働者団体以外の団体の設立と後援であることを規定すべきか。

(a) 中小企業の成長と競争力を効果的に奨励する。

(b) 社会的保護や児童労働の廃止のような分野で中小企業における国際労働基準の遵守を促進する。

(回答) (a)(b) とともに、はい。政府の役割として、中小企業における社会的保護、性差別禁止のための強力な監督を遂行しうる体制を確立すべきである。

26、文書は、中小企業の発展のために使用者団体の以下の関わり型の型を奨励すべきか。

(回答) はい。日本では、大企業の使用団体政府の政策決定に大きな役割を果たしているのと比べて、中小企業の使用団体は、必ずしも大きな影響力を持っていない。特にこの文書では、(g) の雇用条件、労働条件を含め中小企業に關係する社会および労働市場問題の監視への参加、を強調すべきである。

27、文書は以下のことを行うべきか。

(a) 中小企業の独立した代表的団体の設立を奨励する。

(b) または、傘下中小企業を増やすため、もっと基盤の広い使用者団体を奨励する。そうであれば、文書はそのような使用者団体が特別な中小企業部を設けることを奨励すべきか。

(c) 自営業者のための独立した代表的使用者団体の設立を奨励する。

(d) または、もっと基盤の広い使用者団体に対し、自営業者のための特別な部門を設けるよう奨励すべきか。

(回答) (a) と (c) がよい。日本においては、最近、特定大企業との系列関係を離れて活動する中小企業が増えつつあるが、これらの中小企業の利益を守るためには、これらの大企業・政府から独立した団体が設立されることが望ましい。(日本では中同協、中小企業家同友会(複数形)、全商連、民主商工会(複数形)がある。)自営業者のための代表的使用者団体を設立する場合には、自営業者のなかで自家労働・家族労働にのみ依拠する部分を独自に組織することが望ましい。

28、文書は、中小企業の発展のために労働者団体の以下の関わり型の型を奨励すべきか。

(回答) はい。日本では中小企業の労働者を中心に組織している労働組合がすでに数多くあるが、労働組合組織全体におけるその量的比重は少ない。これらの労働組合は、産業・地域ごとの中小企業政策についてこれまで政府に対する働きかけや、地方自治体、使用者団体とも積極的に交渉してきている。しかし、多くの場合、政府や地方自治体の審議会にこれらの中小企業分野の労働組合の代表者が発言権を確保するのが困難である。中小企業労働団体の参加をさらに促進すべきである。

・ 国際協力


30、文書は、以下の分野での国際協力を勧告すべきか。

(回答) はい。中小企業における雇用創出のための最良の慣行についての情報を国際的に交流することは有意義である。インターネットを活用した各国の取り組みなどを紹介することは意味がある。すでに、中小企業と中小企業関係機関のインターネット情報発信は、OECDの主要国で始まっている。また、中小企業の発展を通じての雇用創出のアプローチに関する国際会議の開催と討議グループの組織はぜひとも必要で

ある。

32,他に追加したい全体的なコメントがあるか。
(回答)はい。今日、世界的な規模で失業問題が深刻化している。その解決方法として、中小企業に限らず「雇用創出」というスローガンが叫ばれている。完全雇用が久しく経済政策の目標であり続けた時代は終わったとの主張がなされ、完全雇用に対するあきらめも世界に蔓延しているが、いまだ解決策は見出されていない。しかし、雇用とは、労働力が有効に活用されている状態であると同時に、労働者にとっては生活のための不可欠の重要な原資であり、国際的な社会ルールが確立されなければならない。雇用確保と雇用創出の両者が

あいまって、労働者の生活は安定するし、経済成長も保証されることになる。問題は、個々の私的企業がいくら努力しても、その経営状態によっては、解雇や雇用調整をおこなうことは市場経済においては不可避的だということである。それだけに、国や地方自治体、使用者団体、労働組合、労働団体の努力によって失業を回避するためのプログラムが遂行されなければならない。ILOの他の主要文書に示される労働条件、労働保護とあわせて、この文書が冒頭に述べたように、「中小企業における雇用創出を奨励し、雇用確保、雇用条件の改善を促進するための一般的条件」として成案されることを強く望む。



99 January
No.35

女性労働研究
The Bulletin of
the Society for
the Study of
Working Women
女性労働問題研究会 編

研究と運動を ジェンダー視点でつなぐ 女性労働についての研究誌

『女性労働研究』35号 (1999年1月発行)

本体価格 1,500円
年間定期購読料 3,600円(年2回・送料込)

〈申込み先〉
郵便：〒113-0021
東京都文京区本駒込5-16-9
学会センターC21
日本学会事務センター気付
女性労働問題研究会
FAX：045-962-6031

編集・発行：女性労働問題研究会
発売：ドメス出版 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-3-15

巻頭 均等法・労基法改定をうけて
「雇用平等・男女共通規制」構築のフレームワーク 中島通子

特集1 21世紀の女性労働をどう築くか
新福祉国家戦略と女性の位置—オルタナティブな社会の構想— 後藤道夫
労働市場の規制緩和と女性労働のゆくえ 高橋祐吉
多様化する女性の裁判 黒岩容子
労働者の団結の仕方・考え方 前澤 檀
児童手当制度の発展と家族賃金 北 明美

特集2 これから働く女性たちへのメッセージ
女性の就職事情—多様化する職業観— 福沢恵子
職場のなかで今、女性たちは 秋葉ふきこ
茶髪のみまで働きたい—若い女性の就職・転職状況— 坪井洋子

研究論文
高齢社会における貧困と女性 高橋若菜
インタビュー
ある女性出版労働者のあゆみ—人と出会い、本と出会う— 高林寛子/山下由記